

管船火長・直庫 二名 林世榮 馬三輅

梢水共に四十九名

万曆三年（一五七五）十二月二十一日

右の執照は通事蔡朝傑等に付し、此れに准ぜしむ

硫黄を補数する
事の為にす 執照

らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

正議大夫一員 梁灼

長史一員 鄭廻

使者一員 馬称徳

都通事一員 陳継茂

存留在船使者一員 于朗

存留在船通事一員 梁煥

人伴三十二名

管船火長・直庫二名 林世泰 彭金

梢水共に六十三名

国王世子附搭の蘇木二千斤

万曆五年（一五七七）三月初三日

右の執照は存留在船通事梁煥等に付し、此れに准ぜしむ

進貢謝恩等の
事の為にす 執照

1-31-17

世子尚永の、進貢謝恩のため正議大夫梁灼等を遣わす執照

（一五七七、三、三）

琉球国中山王世子尚永、進貢、謝恩等の事の為にす。

今、特に正議大夫梁灼を遣わし、長史鄭廻等と共に表文一通を

齎捧せしむ。本国の小船一隻に坐駕して、馬二匹・生硫黄五千斤・

金結束金起沙魚皮紋靶紅漆鞘腰刀二把・鍍金銅結束紅漆鞘線紮靶

腰刀二十把・銀結束銀起沙魚皮紋靶紅漆鞘腰刀二把・鍍金銅結束

紅漆鞘鞍袋刀一十把・鍍金銅結束紅漆鞘貼金靶鎗一十把・蘇木一

千三百斤を装載し、京に赴き進貢し謝恩す。所抛りて今差去する

人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを

恐る。王府、除外に今、宙字十四号半印勘合執照を給して存留在

船通事梁煥等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘

の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実^{ところ}に遇わば、即便に放行し、留難

して因って遅慢して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須

注* 『明実録』万曆五年十二月癸未の条に関連の記事がある。

（一）梁煥 生没年不詳。吳江梁氏（亀鳴家）（『家譜（二）』七五九頁）。